

人文社会科学研究科（博士後期課程）国際日本研究専攻学位論文審査基準

平成 30 年 1 月 10 日
改正 平成 31 年 2 月 13 日
国際日本研究専攻教育会議

（審査体制）

（１） 専門委員会委員（審査専門委員）のうち、少なくとも主査 1 人（研究指導）と副査 2 人（研究指導または授業担当）の合計 3 人は、当該審査研究科教員会議の構成委員から指名するものとし、主査 1 人と副査の半数以上は、人文社会科学研究科（博士後期課程）国際日本研究専攻教育会議の構成委員から指名するものとする。

（２） 人文社会科学研究科（博士後期課程）国際日本研究専攻に所属する審査専門委員のうち少なくとも 1 人は、博士の学位を有する者であるものとする。

（３） 人文社会科学研究科（博士後期課程）国際日本研究専攻に所属する審査専門委員のうち少なくとも 1 人は、審査専門委員会解散後引き続き 1 年以上にわたって国際日本研究専攻（博士後期課程）教育会議構成員の研究指導担当教員であるものとする。

（４） 本学教員で博士課程研究科の授業担当教員でない場合にも、当該学位論文審査に不可欠であると認定される場合には、その者を審査専門委員会の副査に加えることができる。

（５） 当該学位論文審査専門委員会に不可欠であると認定される場合には、本学の他の研究科、他大学の大学院又は他の研究所等の教員等を審査専門委員会の副査に加えることができる。

（評価項目）

学位論文の審査は次の項目に基づいて行っていること

- ① 課題の設定が適切であり、かつ独創性を有していること
- ② 論旨が明確であり、かつ一貫性を有していること
- ③ 正確な用語を用いて完成度の高い分析を行っていること
- ④ 先行研究の成果を十分に把握し、かつ発展的に運用していること
- ⑤ 文献・資料を適切に使用していること
- ⑥ 体裁及び構成が適切であること
- ⑦ 当該分野において高度な学術水準に達し、かつ新たな学術的貢献が認められること

（評価基準）

上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、最終試験又は学力の確認を経た上で、合格とする。

人文社会科学研究科（博士前期課程）国際日本研究専攻学位論文審査基準

平成 30 年 1 月 10 日
改正 平成 31 年 2 月 13 日
国際日本研究専攻教育会議

（審査体制）

（１） 専門委員会委員（審査専門委員）のうち、少なくとも主査１人（研究指導）と副査２人（研究指導または授業担当）の合計３人は、当該審査研究科教員会議の構成委員から指名するものとし、主査１人と副査の半数以上は、人文社会科学研究科（博士前期課程）国際日本研究専攻教育会議の構成委員から指名するものとする。

（２） 人文社会科学研究科（博士前期課程）国際日本研究専攻に所属する審査専門委員のうち少なくとも１人は、博士の学位を有する者であるものとする。

（３） 人文社会科学研究科（博士前期課程）国際日本研究専攻に所属する審査専門委員のうち少なくとも１人は、審査専門委員会解散後引き続き１年以上にわたって国際日本研究専攻（博士前期課程）教育会議構成員の研究指導担当教員であるものとする。

（４） 本学教員で博士課程研究科の授業担当教員でない場合にも、当該学位論文審査に不可欠であると認定される場合には、その者を審査専門委員会の副査に加えることができる。

（５） 当該学位論文審査専門委員会に不可欠であると認定される場合には、本学の他の研究科、他大学の大学院又は他の研究所等の教員等を審査専門委員会の副査に加えることができる。

（評価項目）

学位論文の審査は次の項目に基づいて行っていること

- ① 課題の設定が適切であること
- ② 論旨が明確であり、かつ一貫性を有していること
- ③ 正確な用語を用いて適切な分析を行っていること
- ④ 先行研究の成果を十分に把握していること
- ⑤ 文献・資料を適切に使用していること
- ⑥ 体裁及び構成が適切であること
- ⑦ 相応の学術的貢献が認められること

（評価基準）

上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、最終試験を経た上で、合格とする。